

記録的な大雪による被害が発生 市で行った対応を報告します



大雪への対応について

2月8日・9日の大雪に続き、2月14日・15日の大雪では、首都圏を中心に道路の寸断、公共交通機関の乱れや孤立集落が発生するなど大きな被害をもたらしました。また、県内では熊谷で62センチメートル、秩父で98センチメートルといずれも観測史上1位となる積雪を記録し、本市でもこれまでに経験したことのない積雪となりました。

市内では、凍結した道路での転倒や交通事故による軽傷者8人、農業ハウスやカーポートへの被害をはじめ、住家・農業用生産施設の損壊、倒木・立ち木の枝折れなどの物的被害が約1千70件確認されました。

この大雪に対して、市では速やかに除雪作業を実施した他、被害状況の確認、り災証明書の発行を行いました。また、被害が甚大であった農業用生産施設被害に対する見舞金の支給、廃材となったカーポート屋根材の受け入れを3月31日まで実施したところです。なお、り災証明書の発行については引き続き行っています。

対応状況（3月19日現在）

り災証明書申請件数	189件
カーポート屋根材受け入れ件数	87件

「ゾーン30」速度規制を 実施しています

4月1日から富士見町2丁目区域内（富士見町2丁目の一部）の道路で、自動車の最高速度を時速30キロメートルに規制しました。交通事故をなくすためには、皆さんの協力がが必要です。制限速度を守り安全運転を心掛けましょう。



※「ゾーン30」：生活道路における交通安全対策の一つ。一定の範囲内の生活道路で自動車の最高速度を時速30キロメートルに設定し、歩行者の安全を確保する取り組みです。

▼問い合わせ 行田警察署 ☎553-0110

り災証明などについて

り災証明とは

り災証明は、地震、台風、大雨などの災害により、住家などに被害を受けた場合、り災の事実および程度を証明する書類です。発行に当たっては、り災者の申請後、市職員が調査をします。※発行までに数日かかります。

何に使うのか

保険金の請求やその他支援、減免措置などの救済処置がある場合に、必要となる場合があります。保険会社などの請求先に確認し、必要な場合は申請してください。

申請先

①建物に被害を受けた場合

… 税務課資産税担当

②棚卸資産などの動産に被害を受けた場合（事業者に限る）

… 商工観光課商工振興担当

※「動産り災申告書」を受理し、確認書を交付します。

①②以外のもの（自動車、家財など）に被害を受けた場合：防災安全課防災担当

※不明な点は防災安全課へ

ご注意ください

災害による被害が広範囲に渡る場合、市職員の現地調査までに時間をいただく場合があります。被害に遭われた場合は、

撤去・修理などを行う前に、被害の状況を写真などで記録してください。

災害に備えて

大雨、雷、突風、竜巻、大雪などにより、これまで経験したことのないような規模の被害がいつ発生してもおかしくありません。日ごろから災害に対して高い意識を持ち、気象情報や気象の変化に十分注意を払うように心掛けましょう。家族で避難場所、安否確認の方法、非常持出品の確認をするなどの「自助」や地域で助け合う「共助」としての備えをしましょう。

市民の皆さまへ



行田市長
工藤 正司

このたびの大雪では、本市におきましてもこれまでに経験したことのない記録的な積雪となり、ビニールハウスやカーポートの倒壊など、多くの被害が発生しました。被害に遭われた市民の皆さまには心からお見

舞い申し上げます。

市では、交通量の多い主要幹線道路や通学路について、土木事業者等に依頼し、いち早く除雪を実施いたしました。困難な状況の中ご尽力いただいた皆さまに深く感謝申し上げます。また、手の回らない生活道路では、多くの市民の皆さまが力を合わせ除雪作業を行って下さいました。地域における共助が生かされたものと心強く感じられたところでございます。おかげをもちまして、降雪の混乱を最小限に抑えることにつながりました。私のもとへも、市民の方々から感謝の声を多数いただいております。ご協力いただいた皆さまに深く感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

今後とも、市民の皆さまの安心・安全の確保に向けて、的確な災害対応に努めてまいります。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

野口昭夫氏、柿沼利明氏が固定資産評価審査委員会委員に再任されました

3月定例市議会でも同意を得て、固定資産評価審査委員会委員として野口昭夫氏（若小玉）、柿沼利明氏（天満）が再任されました。



柿沼 利明氏



野口 昭夫氏

▼問い合わせ 固定資産評価審査委員会
(監査委員事務局内・内線324)